

平成24年 8 月 7 日

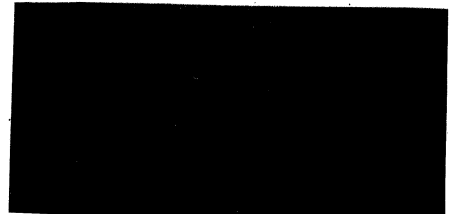
経済産業大臣 様

広島県知事
〒730-8511 広島市中区基町 10-52
環境県民局環境保全課

酸素吹石炭ガス化複合発電実証試験発電所設置計画環境影響評価準備
書に対する意見について

平成24年 2 月13日付けで大崎クールジェン株式会社から送付のあった環境影響
評価準備書について、環境影響評価法第20条第 1 項及び電気事業法第46条の13の
規定により、別紙のとおり環境の保全の見地からの意見を述べます。

担当



酸素吹石炭ガス化複合発電実証試験発電所設置計画環境影響評価準備書に対する知事意見

1 基本的事項

- (1) 工事中及び供用後において、積極的に環境監視結果等を公表すること等により、関係行政機関、関係住民等との情報交換を密にし、事業による環境影響の把握に努めること。
- (2) 工事中及び供用後において、事前に予測し得なかった環境影響が生じた場合には、速やかに原因究明を図り、適切な措置を講じること。
- (3) 準備書に記載されている環境保全措置を確実に実施し、環境への負荷をできる限り回避、低減するための適切な運転管理を行うこと。
- (4) 今後具体化される要素により事業内容に変更が生じ、当該変更により環境への負荷が増大するおそれがある場合には、事前に環境への影響を予測及び評価し、必要な環境保全措置を講じること。

2 個別的事項

(1) 大気環境

ア 工事関係車両の走行計画については、島内のみならず、本土側の道路交通状況も勘案したものとし、交通渋滞の発生による大気質、騒音及び振動への影響を回避、低減すること。

イ 対象事業実施区域の周辺地域において、光化学オキシダントが継続的に環境基準を達成していない状況であることを踏まえ、一層のばい煙排出抑制に努めること。また、現地で塗装作業を行う場合には、低VOC塗料を優先的に使用すること。

(2) 水環境

ア 水の汚れ及び富栄養化に係る予測において、排水中のCOD濃度等を環境保全に関する協定書の記載値以下で管理し、排出することから対象事業実施区域の周辺海域の水質に及ぼす影響は少ないとしているが、その根拠を明らかにすること。

イ プラント排水について、新設及び既設の排水処理施設で適切に処理すると記載されているが、排水処理施設で行われる処理の内容をより具体的に示すこと。

(3) 動物・植物

ア 対象事業実施区域内の汽水性の池においては、重要な種の生息び生育が確認されていることから、隣接する資材ヤードの整備に当たっては、土砂の流入等がないよう万全を期するとともに、生息及び生育環境の維持管理に努めること。

イ 対象事業実施区域内の汽水性の池からの排水がある海岸沿いにおいて、本県内で未確認種であるカサシヤミセンの生息情報があることから、必要に応じて現地確認等を行い、保全措置を講じること。

ウ 工事中及び供用後において、対象事業実施区域内外で新たに希少な動植物が確認された場合には、必要に応じて保全措置を講じること。

(4) 廃棄物等

ア 工事の実施及び発電所の稼動に伴い発生する廃棄物については、可能な限り発生抑制、再生利用等を行い、最終処分量の削減に努めること。

イ 鉱さい（溶融スラグ）の再生利用等に当たっては、重金属等の微量物質の溶出試験等を行い、環境保全上の支障が生じることがないことを確認すること。

(5) 環境監視

ア 排ガス、排水及び新設排水処理施設から排出される汚泥に含まれる重金属等の微量物質の量を測定し、排出状況の確認及び性状の把握を行うこと。

イ 排ガス及び排水の監視については、使用する石炭種の変更その他の運転条件の変更を考慮した適切な時期に実施すること。

ウ 対象事業実施区域の周辺海域に分布する藻場について、監視の実施等により、温排水による影響を把握すること。